

川崎市内の公園緑地における

カワサキパークキャラバン
KAWASAKI PARK CARAVAN

募集要項

2026年1月

川崎市

1. 公募の目的

本事業「KAWASAKI PARK CARAVAN」は、川崎市内の公園緑地において、地域活性化や利用者のサービス向上、公園の魅力向上につなげていくため、様々な地域において、キッチンカーや物販等の出店を行い、公園をより楽しく快適な空間とするとともに、公園におけるキッチンカーや物販について仕組みを整理し、地域の方が活用したい場合に実現できる準備をしておくものである。

本公募は、事業の実施にあたり、社会実験を踏まえて設定した対象の4つの公園において、日常的なキッチンカーや物販の出店を募集し、日程の調整や行政手続等の出店管理を実施するとともに、他の出店可能性のある公園（5公園程度を想定）において、出店の影響や地域の声の確認を確認するため、実験的に期間を区切って出店募集や調整を実施するマネジメント事業者1社を募集するものである。

2. 事業の概要

(1) 募集事業者

対象者
マネジメント事業者（複数の移動販売車等の出店管理を行う事業者）

(2) 出店場所

1) 出店場所

川崎市内の指定する公園緑地（下記の表のとおり）。※別途、実験対象公園を追加予定

対象公園	住所
南河原公園	幸区都町74-2
宮崎第4公園	宮前区宮崎6丁目2-3
稲田公園	多摩区菅稲田堤2丁目9-1
王禅寺ふるさと公園	麻生区王禅寺528-1

(3) 実施期間

内容	日程
協定締結期間	令和8年3月中～令和11年3月31日（土）
出店期間（許可は1年更新）	令和8年4月1日（水）～令和11年3月31日（土）

※選定されたマネジメント事業者は本市と協定を締結していただきます。また出店については都市公園法に基づく設置許可の申請を提出していただきます。許可の期間は1年間とし、1年ごとに許可申請および使用料・手数料の納付が必要です。

※年末年始（12月29日～1月3日の6日間とそれに連続する前後の土日は緊急時の対応が困難であるため出店はできません）。

(4) 指定する用途

移動販売車等（販売営業車、調理営業車、物販テント等）を用いた売店及び飲食店等の出店

(5) 営業可能時間

原則 10 時～18 時（準備及び片付けに要する時間は除く。）

※上記の範囲で希望の営業時間を申請

(6) 求める企画提案内容

公園をより楽しく快適な空間とし、地域活性化や利用者のサービス向上、公園の魅力向上につなげることを目的に実施するために、次の事項を踏まえた提案を行うこととします。

- 1) 様々な層の地域住民や公園利用者を対象とした販売品目であること
- 2) 対象公園の景観や周辺環境に調和した営業車やテント等の設えであること
- 3) 既存の売店や近隣の商店等周辺と競争関係にならない店舗であること
- 4) 可能な限りにぎわい創出のための企画を実施すること

(例)

- ・ テーブル・パラソル等の飲食・休憩スペースの設置
- ・ 敷物やイスの設置・貸出
- ・ 公園で遊べるおもちゃの貸出・販売
- ・ 紙芝居、ぬりえなどの遊びの提供 など

(7) 販売品目

- ・ 飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所から許可を得ているもの。酒類を含む。
- ・ 物販については公園で使用することが想定される物品・サービス等であるものとし、次の事項を順守することとします。

1) 販売可能品目（これまでの社会実験で実績があるもの）

- ・ 絵本、育児書
- ・ しゃぼん玉

2) 販売禁止品目（公園で禁止されているもの、公の秩序や社会の道德概念に反するもの）

- ・ たばこ
- ・ 打ち上げ花火
- ・ エアーガン、おもちゃの剣などの危険な玩具

3) 上記以外の品目については実績がないため、市が販売の影響などを勘案し可否を判断しますので、出店希望日の2か月前までに市に協議してください。

(8) 許可方法及び出店に伴う料金について

1) 許可手続き

- ・ 対象4公園の許可手続きは川崎市都市公園法第5条に基づく設置許可とし、選定されたマネジメント事業者が川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課に毎年申請手続きを行っていただきます。
- ・ 設置許可の使用料は1000円/m²・月です。（1公園キッチンカー1台分（10 m²）とすると、年間1公園で12,000円、年間4公園で48,000円です。）

- ・1年に1度申請手続きがあり、上記使用料の他に手数料1,000円がかかります。
- ・その他、企画運営に関わる各種手続き等は選定されたマネジメント事業者が行うものとします。
- ・申請に虚偽があった場合や許可条件、本募集要項の内容及び市の指示を守らない場合は、市は、期間中であっても使用許可を取り消すことがあります。
- ・対象4公園以外で実験的に出店する場合は、川崎市都市公園条例第3条に基づく公園の公園内行為許可とし、手続きは市が行います。(使用料、手数料はかかりません)
- ・対象4公園以外で実験的に出店する場合は、毎月申請を市が行うので前月の10日までに出店場所と出店者情報を市担当者あてEメールでお知らせください。

2) 出店料等

- ・設置許可の使用料・手数料以外の出店料はかかりません。

3. 企画提案者の資格要件

提案書の提出者は次に掲げる資格を満たす個人事業主、法人であることとします。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- 4) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- 5) 移動販売車等の出店に関わる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること。
- 6) 移動販売車等の運営事業について、官公庁等での実績があること。
- 7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- 8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4. 出店の条件

出店にあたっては次に掲げる条件を満たすこととします。

(1) 共通

- ・キッチンカーの出店者は必ず神奈川県内のいずれかの自治体で営業許可証を取得すること。
- ・市は、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、一切の賠償の責を負わない。そのため、飲食出店者は、PL保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。

- ・出店に際して、協力者間及び第三者との間でトラブルが発生した場合には、選定されたマネジメント事業者又は出店者がその責任と費用をもって一切解決するものとし、事務局は、何らの責任を負担しないものとする。
- ・雨天荒天や市の都合等により、やむを得ず中止となる場合の補償等はない。
- ・本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・可能な限り市内の出店者を誘致し、出店者の調整があった場合は市内の事業者を優先すること。
- ・申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合、出店者都合の出店キャンセルが続いた場合は、市は、出店の許可を取り消すことができる。
- ・公園内の出店場所については公園利用に配慮する必要があることから、原則として市が定めた場所に出店するものとし、1公園あたりの一度に出店できる出店数は最大2店までとする。
- ・対象公園において本市が行う整備・維持補修や再整備に向けた社会実験などが実施される場合は、本市の事業を優先するものとし、出店しない、もしくは本市の事業と調整していただきます。
- ・対象公園において地域のイベントや団体等による利活用が実施される場合は、多様な主体による利活用を推奨するため、イベント主催者の意向を優先するものとし、出店しない、もしくはイベント主催者と調整していただきます。また、イベント実施時のトラブル等に関する責任はすべて選定されたマネジメント事業者又は出店者が負担することになります。
- ・本事業のPR（ポスター掲示、SNS等での告知等）やアンケート等を実施すること。
- ・その他不明な点については、担当者と協議すること。

(2) 実施前・実施中

- ・出店に伴う各種届出等（設置許可を除く保健所・消防署等）は、選定されたマネジメント事業者または出店者で行うこと。
- ・出店中の鍵の管理がある場合は、適切に行うこと。また、複製や利用日以外の使用が確認された場合は、今後当該事業に参加できないものとする。
- ・園内を通行する際は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度10km/h以下で走行すること。
※通行する場所は指定するルートとし、出入は出店前と出店後のみ各1回とすること。
- ・園内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。
- ・雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合は、原則、前日迄にメール等で連絡すること。
- ・原則、電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
- ・出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは、選定されたマネジメント事業者が責任を持って対応し、出店者が現場対応する場合も選定されたマネジメント事業者は市との窓口となって、その内容を市に速やかに報告し、必要な指示を受けること。
- ・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・食中毒等の予防のため、保健所による改善指導があった場合は従うこと。
- ・選定されたマネジメント事業者は出店者に市が提供するポスターを目立つ場所に掲示させ、市の事業で販売をしていることが地域住民や公園利用者が分かるようにすること。
- ・許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等は行わないこと。

- ・アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・商品を提供する際のレジ袋は、有料化に努めること。
- ・公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（移動販売車等に置くことは可）、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可）などは禁止する。
- ・利用者等の利便性確保のため、可能な限り電子決済サービス等を提供すること。
- ・出店者は、必ずごみ箱を移動販売車等の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
- ・出店者は、移動販売車等及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- ・出店者は、公園を出る前に公園内のごみ清掃を実施し、環境美化に努めること。

(3) 実施後

- ・選定されたマネジメント事業者は利用者人数や売り上げなどの報告事項をとりまとめて月ごとに報告するものとする。公園清掃やにぎわい創出のための企画等については、実施状況を把握するため写真を添付するものとする。報告用に提出した写真は、今後の広報等のために川崎市のWEB/SNSなどに掲載される場合があることを、予め承諾すること。

5. 応募の手続き・スケジュール・評価項目等

応募の手続き、スケジュール、評価項目等については別に定める「川崎市内の公園緑地におけるKAWASAKI PARK CARAVAN プロポーザル実施要領」によるものとします。

6. 問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 民間活用担当 大森担当
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎17階）
 TEL：044-200-0511 e-mail：53mityo@city.kawasaki.jp